

# 平成31年度 税制改正



平成31年4月

## 財務省

## 1

## 個人所得課税

住宅ローン控除の拡充

(参考) 森林環境税及び森林環境譲与税の創設

(参考) ふるさと納税制度の見直し

(参考) 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置

## 2

## 資産課税

(1) 個人事業者の事業承継税制の創設

(2) 事業用の小規模宅地特例の見直し

(3) 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

(4) 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

## 3

## 法人課税

(1) イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

(2) 中堅・中小企業による設備投資等の支援

(参考) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

## 4

# 消費課税

- (1) 車体課税等の見直し
- (2) 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し（臨時販売場制度の創設）

## 5

# 国際課税

BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトを踏まえた対応

## 6

# 納税環境整備

- (1) 金地金等の密輸に対応するための消費税における仕入税額控除の見直し
- (2) 経済取引の多様化等に伴う納税環境の整備（情報照会手続の整備）
- (3) 電子帳簿保存及びスキャナ保存制度の見直し

参考 平成31年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額



### **(参考) 森林環境税及び森林環境譲与税の創設**

・森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（平成 36 年度（2024 年度）から年額 1,000 円）及び森林環境譲与税（平成 31 年度（2019 年度）から譲与）を創設します。

### **(参考) ふるさと納税制度の見直し**

・過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税（特例控除）の対象外にすることができるよう、制度の見直しを行います。

### **(参考) 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置**

・子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が 135 万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講じます（平成 33 年度（2021 年度）分の個人住民税から適用）。

## 財務省ホームページのご紹介

財務省ホームページの税のページでは、税制改正の内容のご紹介のほか、税に関するメールマガジンの配信サービスや、税財政を楽しく学習するキッズコーナーなども掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

<https://www.mof.go.jp>



# 2

# 資産課税

## (1) 個人事業者の事業承継税制の創設

新たな個人事業者の事業承継税制を、10年間の時限措置として創設します。(現行の事業用の小規模宅地特例との選択適用)

※平成31年1月1日から平成40年(2028年)12月31日までの相続又は贈与について適用します。(平成36年(2024年)3月31日までの間に承継計画を都道府県に提出した場合に限ります。)

### 【制度の概要】

- 事業用の宅地、建物、その他一定の減価償却資産※について、適用対象部分の課税価格の100%に対応する相続税・贈与税額を納税猶予します。

※建物以外の減価償却資産は、固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているもの等

- ・事業用宅地の面積上限(400㎡)と事業用建物の床面積上限(800㎡)を設定
- ・法人の事業承継税制と同様、担保を提供し、猶予取消しの場合は猶予税額及び利子税を納付

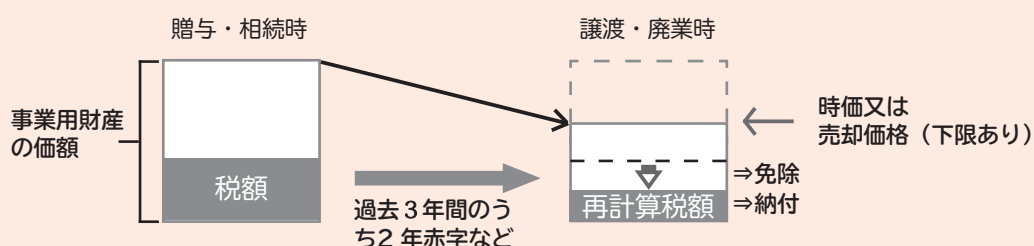
- 相続時・生前贈与时いずれにも適用可能とします。

- 事業等の継続要件

- ・相続税の申告期限後、終身の事業・資産保有の継続要件を設けます。
- ・個人事業者の特性も考慮した緩和措置を設けます。

※ 後継者の死亡・一定の重度障害、一定の災害の場合は猶予税額を免除

※ 経営環境変化や心身の故障等により適用対象資産を譲渡又は廃業する場合、その時点の資産価額で猶予税額を再計算し、差額免除



※貸付事業(アパート、駐車場等)は、本措置の対象外とします。その他、法人の事業承継税制における資産管理会社要件を踏まえた要件設定等、所要の措置を講じます。

## (2) 事業用の小規模宅地特例の見直し

相続前3年以内に事業の用に供された宅地については、本特例の対象から除外します。ただし、当該宅地に該当する場合であっても、当該宅地の上で事業の用に供されている償却資産の価額が、当該宅地の相続時の価額の15%以上であれば、本特例の適用対象とします。

### (3) 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

受贈者の所得要件設定や使途の見直し等を行う一方、30歳以上の就学継続には一定の配慮を行い、適用期限を2年延長します。

#### ●受贈者の所得要件について

贈与があった年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、適用できないこととします。

#### ●教育資金の範囲について

23歳以上の者の教育資金の範囲について、

- ① 学校等に支払われる費用
  - ② 学校等に関連する費用（留学渡航費等）
  - ③ 学校等以外の者に支払われる費用で、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するために支払われるもの
- に限定することとします。

#### ●残高に対する贈与税の課税について

30歳到達時において、現に①学校等に在学し又は②教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には、その時点で残高があっても、贈与税を課税しないこととします。その後、①又は②に該当する期間がなかった年の年末に、その時点の残高に対して贈与税を課税することとします。（ただし、それ以前に40歳に達した場合には、その時点の残高に対して贈与税を課税することとします。）

#### ●贈与者死亡時の残高について

贈与者の相続開始前3年以内に行われた贈与について、贈与者の相続開始日において受贈者が次のいずれかに該当する場合を除き、相続開始時におけるその残高を相続財産に加算することとします。

- ① 23歳未満である場合
- ② 学校等に在学している場合
- ③ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

### (4) 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

贈与があった年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用できないこととした上で、適用期限を2年延長します。

# 3

# 法人課税

## (1) イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

研究開発の質を向上させ、積極的な開発投資を促す観点から、メリハリをつけた見直しを行います。

### ① オープンイノベーション型の対象範囲の追加等

- 質の高い研究開発を一層促進する観点から、オープンイノベーション型の対象となる試験研究費の範囲を拡充するとともに、控除上限を10%に引き上げます。
- 研究開発型ベンチャーとの連携による研究開発力強化の観点から、研究開発型ベンチャーとの共同研究・委託研究の税額控除率を25%とします。

《改正前》		
共同研究	特別研究機関等	30%
	大学等	
	その他（民間企業等）	20%
	技術研究組合	
委託研究	特別試験研究機関等	30%
	大学等	
	中小企業者 公益法人等	20%
知的財産権の使用料	中小企業者	20%
希少疾病用医薬品等に関する試験研究		20%

控除上限：法人税額の5%（総額型と別枠）

《改正後》		
共同研究	特別研究機関等	30%
	大学等	
	研究開発型ベンチャー	25%
	その他（民間企業等）	
委託研究	特別試験研究機関等	30%
	大学等	
	研究開発型ベンチャー	25%
	中小企業者 公益法人等 その他（民間企業等）	
知的財産権の使用料	中小企業者	20%
希少疾病用医薬品等に関する試験研究		20%
特定用途医薬品等に関する試験研究		20%

控除上限：法人税額の10%（総額型と別枠）

- 大学等との共同研究に係る費用について、研究開発のプロジェクトマネジメント業務等を担う者の人件費の適用を明確化します。

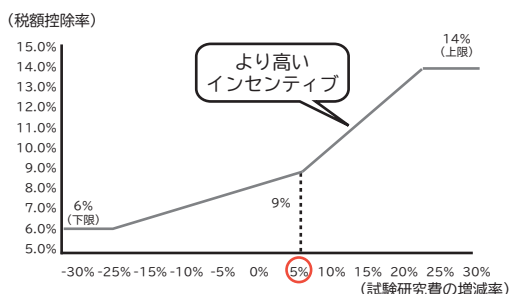
### ② 総額型の見直し

- 十分な収益が発生していない中でも果敢な研究開発投資を行う一定のベンチャー企業について、税額控除のメリットを十分に享受できるように、控除上限を40%に引き上げます。
- 研究開発投資の増加インセンティブを強化する観点から、控除率を見直します。

《改正前》

【控除上限】法人税額の25%を限度

【控除率】増減率5%を境に、より高いインセンティブが効く仕組み

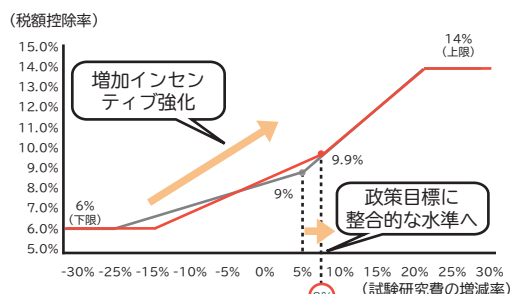


《改正後》

【控除上限】法人税額の25%（研究開発を行うベンチャー企業は40%）を限度

※対象となるベンチャー企業  
設立後10年以内で翌期繰越欠損金を有することになる法人（大法人の子会社等を除く。）

【控除率】メリハリをつけつつ、より増加インセンティブが効くよう控除率を見直し

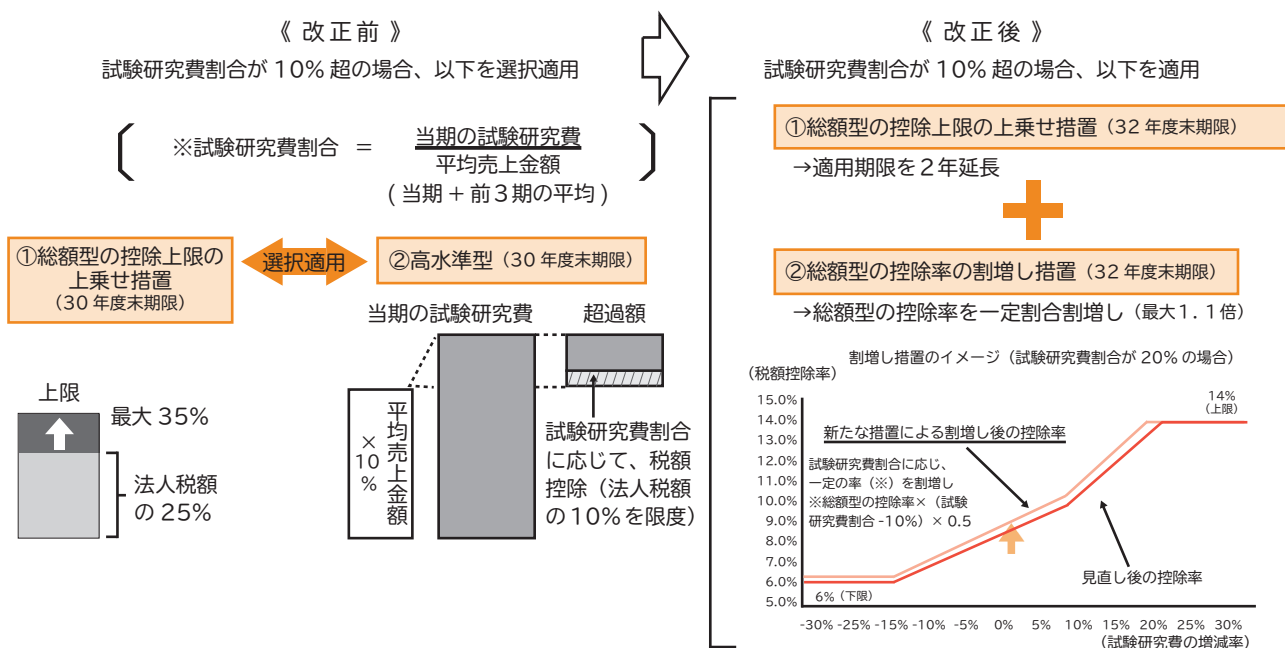


※中小企業技術基盤強化税制についても、同様の見直し。



### ③ 試験研究費の割合が高い企業への新たな特例措置

● 高水準型について、売上に比して高い水準の研究開発を行っている企業に対する増加インセンティブにも配慮しつつ、制度の簡素化の観点も踏まえ、「試験研究費割合が10%超の場合の総額型の控除上限の上乗せ特例」と統合し、控除率を一定程度割増しする措置を加えた新たな特例に改組します。



## (2) 中堅・中小企業による設備投資等の支援

### ① 中小企業者等の法人税率の特例及び中小企業投資促進税制等の延長等

- 租税特別措置法による軽減税率（税率 15%）の適用期限を 2 年延長します。
- 中小企業経営強化税制の対象資産を明確化の上、適用期限を 2 年延長します。中小企業投資促進税制の適用期限を 2 年延長します。
- 商業・サービス業・農林水産業活性化税制については、中小企業の戦略的な投資をしっかりと収益力向上に結び付けていくため、以下の要件を追加した上で、適用期限を 2 年延長します。

**【追加要件】** 投資を含む経営改善により、「売上高又は営業利益が 1 年間で 2% 以上向上すること」との認定経営革新等支援機関等の確認を受けたもの

**【租税特別措置法による軽減税率】**

中小企業者等の所得金額のうち年 800 万円以下の金額に対する法人税の税率を 15%（本則：19%）とする制度。

**【中小企業経営強化税制】**

中小企業者等が、特定経営力向上設備等の取得等をした場合に即時償却又は 7% の税額控除ができる制度。

**【中小企業投資促進税制】**

中小企業者等が、特定機械装置等の取得等をした場合に 30% の特別償却又は 7% の税額控除ができる制度。

**【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】**

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業者等が、経営改善のために店舗改修などの設備投資を行った場合に 30% の特別償却又は 7% の税額控除ができる制度。

### ② 地域未来投資促進税制の見直し

- 地域経済を牽引する事業について集中的に支援する観点から、特に高い付加価値を創出し、地域経済への高い波及効果が期待される取組について主務大臣の確認を受けた場合について、機械装置等の特別償却率を 50%（改正前 40%）に、税額控除率を 5%（改正前 4%）に、引き上げる等の見直しを行った上、適用期限を 2 年延長します。

### ③中小企業における災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制上の措置

- 中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえ、サプライチェーンや地域の雇用等を支える中小企業者の事前対策の取組強化の観点から、中小企業等経営強化法の改正を前提とする事業継続力強化計画（仮称）に基づく防災・減災設備への投資について、特別償却ができる措置を講じます。

#### 【事業継続力強化計画（仮称）の認定】

- ・主務大臣の定める中小企業者の事業継続力強化に関する「基本方針」に照らし適切なものであること
- ・事業継続力強化を確実に遂行するために適切なものであること

（対象設備の例）

機械装置：自家発電機、排水ポンプ、制震・免震装置

器具備品：データバックアップシステム、衛星電話、照明器具

建物附属設備：貯水タンク、浄水装置、防火シャッター消火設備、排煙設備  
など

#### 【措置の内容】

対象設備	特別償却率
機械装置 器具備品 建物附属設備	20%
<u>最低投資額</u>	
機械装置	： 100万円
器具備品	： 30万円
建物附属設備	： 60万円

### （参考）都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

- ・地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、地方法人課税における新たな偏在是正措置を講じます。

- ・具体的には、消費税率10%段階において、復元後の法人事業税の一部を分離し、特別法人事業税とするとともに、その全額を都道府県に対し、特別法人事業譲与税として、人口を譲与基準（不交付団体に対する譲与制限あり）として譲与します。

# 4

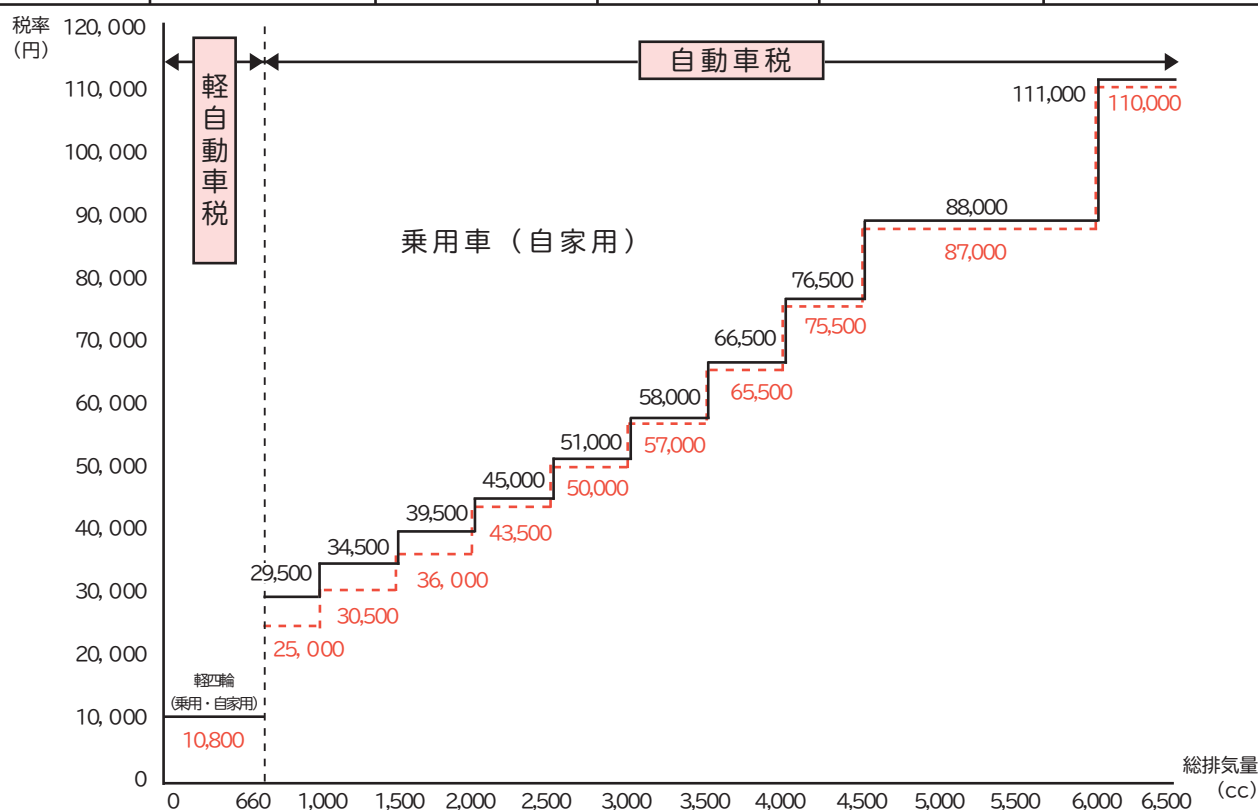
# 消費課税

## (1) 車体課税等の見直し

### ① 自動車税の税率引下げ (恒久減税)

消費税率引上げ後に購入した新車から、小型自動車を中心に、自家用乗用車（登録車）に係る自動車税の税率を恒久的に引き下げます。

税率区分	～1,000cc以下	1,000cc超1,500cc以下	1,500cc超2,000cc以下	2,000cc超2,500cc以下	2,500cc超～
引下げ幅	▲4,500円	▲4,000円	▲3,500円	▲1,500円	▲1,000円



### (参考) 環境性能割の税率の適用区分の見直し

・環境インセンティブを強化するため、自家用乗用車（登録車）に係る環境性能割の税率の適用区分を見直します。

### (参考) グリーン化特例（軽課）の見直し

・環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車（登録車及び軽自動車）に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を、電気自動車等に限定します。なお、消費税率引上げに配慮し、平成33年（2021年）4月1日以後に初回新規登録等を受けた自家用乗用車（登録車及び軽自動車）から適用します。

### (参考) 地方財源の補てん

・自動車税の恒久減税により生じる地方税の減収のうち、地方税の見直しによる増収により確保できない分について、異例の措置として、以下の措置により全額国費で補てんします。

- ⇒ 自動車重量税のエコカー減税の見直し（次頁③参照）
- ⇒ 自動車重量税の譲与割合の段階的引上げ
- ⇒ 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

## ②需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減

消費税率引上げに伴う対応として、平成31年（2019年）10月1日から平成32年（2020年）9月30日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率を1%分軽減します。

## ③自動車重量税のエコカー減税の見直し

政策インセンティブ機能の強化の観点から、1回目車検時の軽減割合等を見直すとともに、2回目車検時の免税対象を電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車に重点化します。

### 改正前

（平成30年（2018年）5月1日～31年（2019年）4月30日）

	初回車検	2回目車検
電気自動車等（注1）	免税	免税
2020年度燃費基準 +90%達成	免税	免税
2020年度燃費基準 +80%達成	免税	免税
2020年度燃費基準 +70%達成	免税	免税
2020年度燃費基準 +60%達成	免税	免税
2020年度燃費基準 +50%達成	免税	免税
2020年度燃費基準 +40%達成	免税	免税
2020年度燃費基準 +30%達成	▲75%軽減	
2020年度燃費基準 +20%達成		
2020年度燃費基準 +10%達成		
2020年度燃費基準 達成	▲25%軽減	
2015年度燃費基準 +10%達成	（本則）（注2）	

### 改正後

（平成31年（2019年）5月1日～33年（2021年）4月30日）

	初回車検	2回目車検
電気自動車等（注1）	免税	免税
2020年度燃費基準 +90%達成	免税	免税
2020年度燃費基準 +80%達成	免税	
2020年度燃費基準 +70%達成	免税	
2020年度燃費基準 +60%達成	免税	
2020年度燃費基準 +50%達成	免税	
2020年度燃費基準 +40%達成	免税	
2020年度燃費基準 +30%達成	▲50%軽減	
2020年度燃費基準 +20%達成		
2020年度燃費基準 +10%達成		
2020年度燃費基準 達成	▲25%軽減	
2015年度燃費基準 +10%達成	（本則）（注2）	

（注1）電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車。

（注2）ガソリン車への配慮、円滑な基準の切替えの観点から、経過措置として、平成30年（2018年）5月1日～平成31年（2019年）4月30日の間は、2015年度燃費基準+10%を達成しているガソリン車（ハイブリッド車、軽自動車除く。新車。）には本則税率を適用しています。

（注3）ガソリン車及び石油ガス自動車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減車（☆☆☆☆）又は平成30年排出ガス基準50%低減車に限ります。

## （参考）自動車取得税のエコカー減税の見直し

・環境インセンティブを強化する観点から、軽減割合等を見直しを行った上、平成31年（2019年）9月末まで延長します。

## （2）外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し（臨時販売場制度の創設）

●地域のイベント等における特産品等の外国人旅行者への販売機会を増やし、外国人旅行消費額のより一層の拡大等を図るため、既に輸出物品販売場の許可を受けた事業者が、

- ① あらかじめ、臨時販売場の設置について所轄税務署長の承認を受け、
- ② 出店の前日までに、臨時販売場を設置する具体的な場所、期間等を税務署長に届け出ることにより、その臨時販売場を免税店とみなし免税販売できることとする「臨時販売場制度」を創設します。

（注1）臨時販売場とは7月以内の期間を定めて設置される販売場をいいます。

（注2）平成31年（2019年）7月1日から適用されます。

## BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトを踏まえた対応

**国際的な課税逃れは、企業の公平な競争条件を損ない、納税者の信頼を揺るがす大きな問題です。この問題を解決するために立ち上げられた「BEPSプロジェクト」を、日本は主導してきました。**

※ BEPS（Base Erosion and Profit Shifting（税源浸食と利益移転））プロジェクトとは、一部の多国籍企業による、各国の税制の違いや抜け穴を利用した課税逃れに対し、各国税制の調和を通じて対応するためにG20・OECDによって平成24年6月に立ち上げられたプロジェクトです。日本は、立上げから最終報告書の作成、合意実施の枠組みに至るまで、OECD租税委員会の議長を務めるなど主導的役割を果たしてきました。平成27年10月には15の勧告をまとめた最終報告書が公表され、現在、合意事項の実施段階に入っており、日本を含めた各国において国内法の整備等が行われています。本プロジェクトへは、約130の国・地域が参加しています。

**BEPSプロジェクトの合意事項等に沿って諸外国において対応が進んでいること等を踏まえ、課税逃れに対応する仕組みである「移転価格税制」及び「過大支払利子税制」について見直しを行います。**

- ※ 移転価格税制とは、海外の関連企業との間の取引を通じた所得の海外移転を防止するため、海外の関連企業との取引が、通常取引価格（独立企業間価格）で行われたものとみなして所得を計算し、課税する制度をいいます。
- ※ 過大支払利子税制とは、所得金額に比して過大な利子を支払うことを通じた租税回避を防止するため、純支払利子等の額のうち調整所得金額の一定割合を超える部分の金額につき当期の損金の額に算入しないこととする制度をいいます。

### ①移転価格税制の見直し

移転価格税制について、OECD移転価格ガイドラインの改訂内容等を踏まえ、独立企業間価格の算定方法としてディスカウント・キャッシュ・フロー法を加えるとともに、評価困難な無形資産取引に係る価格調整措置を導入します。

（注）平成32年（2020年）4月1日以後に開始する事業年度分の法人税及び平成33年（2021年）分以後の所得税について適用されます。

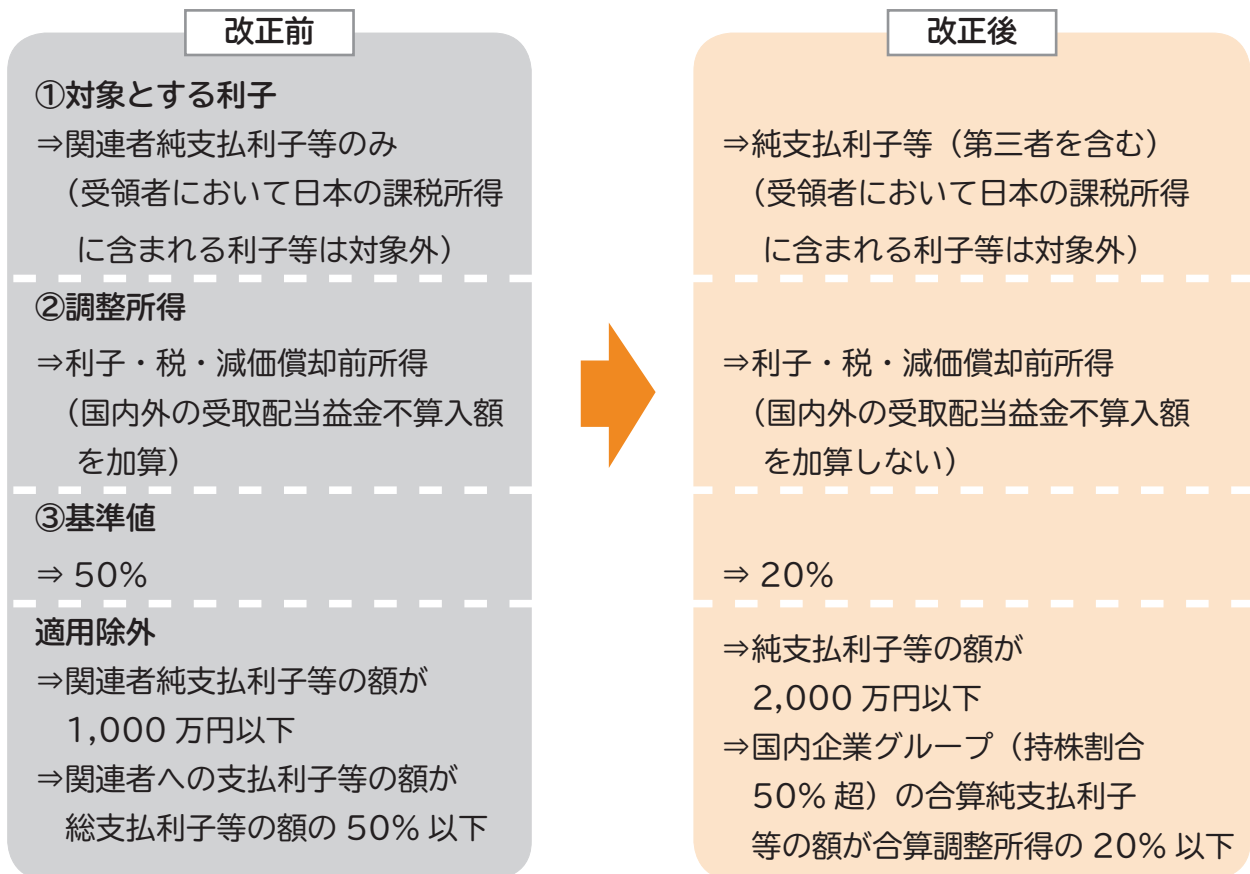
※ 評価困難な無形資産取引に係る価格調整措置について

- ・ 予測キャッシュ・フロー等の額を基礎として独立企業間価格を算定するものであること等の要件を満たす評価困難な無形資産取引について、予測と実際の結果が相違した場合には、税務当局が実際の結果（及び相違の原因となった事由の発生可能性）を勘案して当初の価格を再評価できるようにします（但し、再評価後の価格が当初の価格の20%を超えて相違した場合のみ）。
- ・ 但し、予測と結果が相違する原因となった事由が、取引時点で予測困難であったこと（災害等）、又は、取引時点においてその事由の発生可能性を適切に勘案して当初の価格を算定していたことを納税者が証明した場合等においては、上記の再評価は行われません。

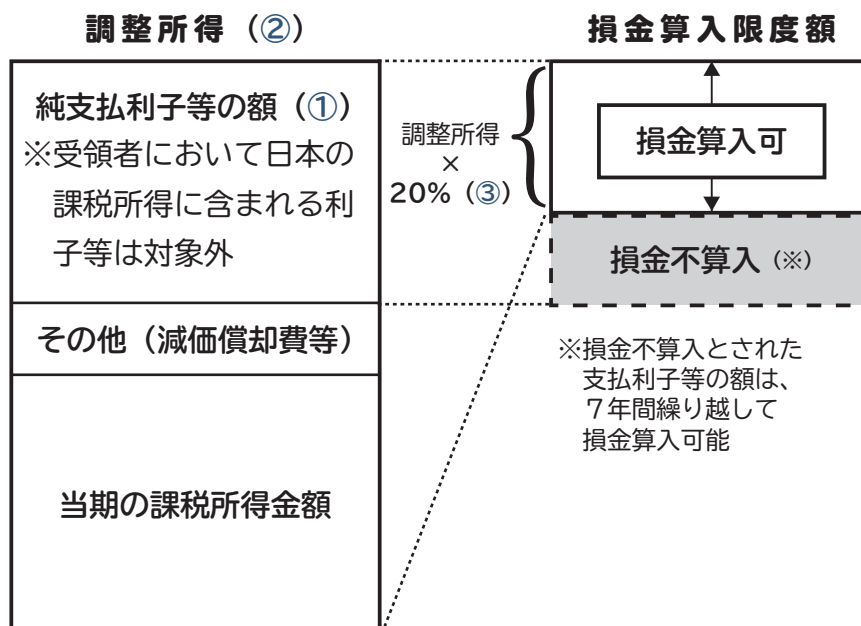
## ② 過大支払利子税制の見直し

過大支払利子税制について、利子の損金算入限度額の算定方法の見直し等により、税源浸食リスクに応じて利子の損金算入制限を強化します。

(注) 平成 32 年 (2020 年) 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用します。



### 過大支払利子税制の概要 (改正後)



## 6

## 納税環境整備

## (1) 金地金等の密輸に対応するための消費税における仕入税額控除の見直し

●金地金等に係る取引の適正化を図り、より一層の密輸抑止を進める観点から、以下の見直しを行います。

- ① 密輸品と知りながら行った課税仕入れについて、仕入税額控除を認めないこととします。
- ② 金地金等に係る仕入税額控除について、現行の帳簿に加え、「本人確認書類の写し※」の保存を要件とします。

(※) 本人確認書類 個人：免許証、パスポート等 法人：登記事項証明書等

(注) ①については平成31年(2019年)4月1日から、②については平成31年(2019年)10月1日から適用されます。

## (2) 経済取引の多様化等に伴う納税環境の整備 (情報照会手続の整備)

## ① 事業者等への協力要請

現行実務上行われている事業者等に対する任意の照会について税法上明確化します。

## ② 事業者等への報告の求め

高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、事業者等に対する情報照会を行うことができることとします。ただし、適正かつ慎重な運用を求める観点から、以下のとおり、照会できる場合及び照会情報を必要最小限の範囲に限定するとともに、相手方となる事業者等が不服申立てを行うことも可能とします。

## 【照会できる場合】

以下のような場合 (いずれも他の方法による照会情報の収集が困難である場合に限り)に限定します。

- ① 多額の所得 (年間 1,000 万円超) を生じうる特定の取引の税務調査の結果、半数以上で当該所得等について申告漏れが認められた場合
- ② 特定の取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場合
- ③ 不合理な取引形態により違法行為を推認させる場合

## 【照会情報】

「氏名、(保有している場合には) 住所・番号 (個人/法人)」に限定します。

(注) 平成32年(2020年)1月1日から適用されます。

## (参考) 利便性の高い納税環境の整備

仮想通貨取引など、経済取引の多様化・国際化が進展する中、適正な課税を確保するため、上記の制度改正のほか、納税者が自主的に簡便・正確な申告等を行うことができる利便性の高い納税環境を整備します。

(例) 仮想通貨交換業者が取引データを顧客(納税者)に提供。⇒納税者は専用アプリや国税庁が提供する様式等を活用して簡便に電子申告。





### (3) 電子帳簿保存及びスキャナ保存制度の見直し

●適正性を担保しつつ、利便性向上を図る観点から、以下の見直しを行います。

- ① 新たに業務を開始した個人の電子帳簿保存等の承認申請書の提出期限を柔軟化します。  
(改正前：帳簿備付日の3月前が期限⇒改正後：業務を開始した日から2月以内が期限)
- ② 一定の公益社団法人が認証したソフトウェアを使用する場合には、電子帳簿保存等の承認申請手続を簡素化します。
- ③ 承認以前に作成・受領をした領収書等について、所轄税務署長への届出書の提出等の一定の要件の下、書類の種類ごとに一度に限りスキャナ保存を行うことができることとします。

(注) 平成31年(2019年)9月30日から適用されます。

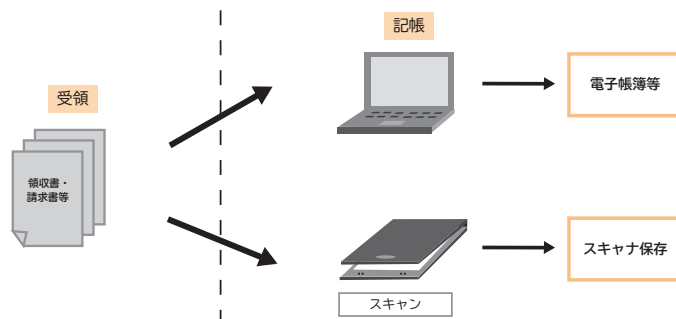
#### (参考) 現行の電子帳簿保存及びスキャナ保存制度について

##### ●電子帳簿保存制度の概要

帳簿(仕訳帳等)及び国税関係書類(決算関係書類等)のうち、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものについては、税務署長の承認を受ければ、一定の要件の下で、電磁的記録による保存等が可能です。

##### ●スキャナ保存制度の概要

決算関係書類を除く国税関係書類(取引の相手方から受領した領収書・請求書等)については、税務署長の承認を受ければ、一定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、その書類の保存に代えることが可能です。



## (参考) 平成 31 年度の税制改正 (内国税関係) による増減収見込額

(単位：億円)

改 正 事 項	平 年 度	初 年 度
1. 個人所得課税 住宅ローン減税の拡充	▲ 1,000	—
2. 資産課税 個人事業者の事業承継制度の創設	▲ 10	▲ 10
3. 法人課税		
(1) 保険会社等の異常危険準備金制度の特例積立率の引上げ	▲ 40	▲ 40
(2) 医療用機器の特別償却制度の見直し	▲ 10	▲ 10
(3) その他の租税特別措置の見直し	20	20
法人課税 計	▲ 30	▲ 30
合 計	▲ 1,040	▲ 40

(注 1) 上記の計数は、10 億円未満を四捨五入しています。

(注 2) 住宅ローン減税の拡充による平年度減収見込額は、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までの居住分について改正後の制度を適用した場合の減収見込額の平均 (1 年居住分) と、改正前の制度を適用した場合の減収見込額との差額を計上しています。

(注 3) 「3. (3) その他の租税特別措置の見直し」は、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の見直し (平年度 10 億円、初年度 10 億円) 及び協同組合等の貸倒引当金の特例の廃止 (平年度 10 億円、初年度 10 億円) です。

(注 4) 車体課税の見直しにおける自動車重量税のエコカー減税の見直しによる増収見込額及び一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への資金の移動は以下の通りです。

	(平年度)	(初年度)
1. 自動車重量税		
(1) 自動車重量税の見直し	160	90
(2) 自動車重量税の譲与割合の引上げ	▲ 550	▲ 100
自動車重量税 計	▲ 390	▲ 10
2. 揮発油税		
税率の引下げ	▲ 140	—
一般会計分 計	▲ 530	▲ 10
3. 自動車重量税 (譲与分)		
(1) 自動車重量税の見直し	110	62
(2) 自動車重量税の譲与割合の引上げ	550	100
自動車重量税 (譲与分) 計	660	162
4. 地方揮発油税		
税率の引上げ	142	—
交付税及び譲与税配付金特別会計分 計	802	162
差 引	272	152

※ 1 上記の計数は、一般会計分は 10 億円未満を、特別会計分は 1 億円未満を四捨五入しています。

※ 2 29 年度から 31 年度にかけて追加的に発生したエコカー減税制度による減収見込額は、▲ 84 億円 (一般会計分 ▲ 50 億円、特別会計分 ▲ 34 億円) です。

# 皆さんの集まりや、 学校の授業などに出張します！！

財務省では、税の仕組みや課題、取り巻く経済環境等の共有、意見交換を目的として、みなさんの集まりや、勉強会、職場研修、ゼミ、中学・高校の授業等に職員が訪問して、お話をしています。

日時、場所、内容など、適宜ご相談に応じます。

詳細は以下をご参照ください。

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/houmon.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/houmon.htm)



※もちろん、税に関する知識は問いません。

※原則として、10名程度以上のグループを対象とさせていただきます。

※なお、日程の都合上、ご希望に沿えないこともある旨、予めご了承ください。

財務省「税制メールマガジン」では、税に関する  
情報を楽しく、分かりやすくお届けしています

税制メールマガジン 第112号

平成31年2月13日

- 1 はじめに
- 2 税制をめぐる最近の動き
- 3 「所得税法等の一部を改正する法律案」の概要について
- 4 パンフレット「平成31年度税制改正（案）のポイント」について
- 5 編集後記

バックナンバーはこちらから！



[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/mail\\_magazine/index.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/mail_magazine/index.htm)

登録はこちらから！



[https://www.mof.go.jp/e-service/tax/sy\\_form.htm](https://www.mof.go.jp/e-service/tax/sy_form.htm)

税制メールマガジン

検索



平成 31 年 4 月

財務省

※このパンフレットは、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 31 年法律第 6 号）の内容を分かりやすくまとめたものです。  
（「所得税法等の一部を改正する法律」は、平成 31 年 3 月 27 日に可決・成立しました。）

リサイクル適性 **(A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。